障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 障害者自立支援法について
- (1)障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担 の軽減措置と同様の措置を講じること。
- (3)各種サービスについて、生活実態との乖離や地域格差が生じないよう、 障害程度区分判定について障害特性を十分反映させた基準とすること。 また、認定調査員の専門性を十分に確保するとともに、認定期間や支給期間については、障害者の実態に即したものとなるよう配慮すること。
- (4)事業所に対する激変緩和措置等については、利用実態等を十分踏まえ、 制度の安定的な運営に向けた対応を行うこと。
- 2. 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見も尊重し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が必要なサービスを受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費について十分な財政措置を講じること。

- 3. 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、 更なる財政措置の充実を図ること。
- 4. 制度改正にあたっては、事業の円滑な推進を図るためにも、都市自治体の 意見を十分尊重するとともに、制度改正等に伴う電算システム改修経費につ いて、十分な財政措置を講じること。

- 5. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。
- 6. 重度障害者(児)の医療費について、財政措置の拡充を図ること。
- 7. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な支援措置を講じること。
- 8. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
- 9. 障害児通園施設と保育所、幼稚園を併せて利用する場合や複数の児童を療育する場合等について、保護者負担の一層の軽減措置を講じること。
- 10. 地域生活定着支援事業の実施にあたっては、都市自治体の意見を尊重するとともに、十分な支援策を講じること。

また、自立支援プログラム策定実施推進事業については、現行の補助率を 堅持すること。

11. 自殺対策など精神保健分野に対応できる専門職員を確保するため、必要な財政措置を講じること。